

交通災害共済見舞金の請求について（事故発生日 令和3年4月1日から）

1. 東北信市町村交通災害共済の見舞金は、次の場合に請求できます。

- | |
|---|
| 1) 共済に加入し、共済期間中に対象となる（※1）交通事故にあった。 |
| 2) 事故が原因で死亡もしくは入院・通院を2日以上した。 |
| 3) 事故日から2年以内の申請である。（2年以上経過した事故の申請はできません。） |

※1 対象となる交通事故

日本国内の道路において運転中の自動車・バイク・乗用トラクター・自転車・車いす・小児用三輪車・シニアカー・電車等に乗車中の事故（転倒含む）、歩行中に上記と接触した等の事故
 ・自殺、飲酒運転、無免許運転等による事故は見舞金の対象外です。ナンバーのない乗用トラクターの事故も対象外です。また、天災、重大な過失、交通違反等による事故は、見舞金が制限されます。

2. 支払見舞金の額は次のとおりです。

交通災害区分	見舞金の額	
死亡の場合	2,000,000円	(1)入院・通院は2日目から対象になります。 (2)基礎見舞金に入院・通院の金額が加算されます。 (3)傷害の支給限度額は400,000円です。 (4)同じ日に2回以上の診療があっても1回とみなします。
入院1日	2,000円	
通院1日	1,000円	
基礎見舞金	20,000円	
障がい者（1～2級）となられたとき上記のほか	1,000,000円	
障がい者（3級）となられたとき上記のほか	600,000円	
障がい者（4級）となられたとき上記のほか	250,000円	

3. 見舞金の請求方法

見舞金の額は入院・通院の日数が基準となりますので、治療が終わった段階で請求し、治療中でも2年以内に請求してください。 請求は、原則として次の4つの書類を総務課危機管理係に提出してください。

必要な書類	注意事項等
1 交通災害共済見舞金請求書	「見舞金の受取先」は請求者本人の口座をご記入ください。請求者は被災者本人、未成年の者は親権者、死亡者は遺族が請求人となります。遺族はお問合わせを。
2 自動車安全運転センター発行の交通事故証明書	郵便振替で申し込むと後日郵送されます。1通につき交付手数料800円と郵便振替手数料が必要です。補助として、 <u>原本と受領証を提出した場合に限り</u> 1通のみ800円の付加見舞金が支給されます。 交通事故証明書がとれない場合は、ご相談ください。
3 医師または柔道整復師の診断書	他の保険で使用した診断書のコピーも受け付けますが、通院日に○が付けられたものとします。（診療報酬明細書も必ず添付してください。） はり、きゅう、マッサージにかかったときは、主治医師の同意が必要です。 原本を提出した場合に限り、2通までを対象に実費（上限5,000円/1通）が付加見舞金として支給されます。 <u>※取得に係る領収書（コピー可）の添付が必要です。</u>
4 加入者証兼領収書	事故日の該当年度のものをご提出ください。紛失した場合は必ず事前にご連絡ください。

問合せ先：総務課危機管理係 電話 214-9209 FAX 247-3113
